



丙 昭和五年四月一日
受領 三八一號

立案 昭和五年四月一日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

故海軍少將所田進一郎位階追陞件

昭和五年三月廿九日達
三月廿一日官報報告濟
三月廿一日裁可
三月廿九日達
臺帳記入

宮内省

裏面白紙

125



故海軍少將町田進一郎位階追陞、件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十一年三月三十一日

内閣總理大臣廣田弘毅



内

閣

Handwritten mark resembling a stylized 'h' or 'n'.

ma

126

めくれず

裏面白紙

海位第四一號

起案 昭和十一年三月三十日

裁可 昭和十一年三月三十日

施行 昭和十一年三月三十日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

故海軍少將町田進一郎位階追陞ノ件

辭令案

列文

三月二十九日付

内閣

127

本件ハ特ニ急
發令方取計ハ

第四一號

案起	昭和十一年三月三十日	裁可	昭和十一年三月三十日
決定	昭和十一年三月三十日	施行	昭和十一年三月三十日

閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官



海軍少將町田進一郎位階追陞，件

辭令案

例文

三月二十九日付

内閣

127

本件ハ特ニ急ヲ要シ候ニ付至急
發令方取計ハレ度
内閣

叙従四位昭和十一年三月二十九日死故海軍少将正立勲三等 所田進一郎

明治四十年十二月壬午任海軍少尉以来在職十年以上

右文武官叙位進階内則第四條

ニ依リ

謹ニテ 奏ス

昭和十一年三月三十日

海軍大臣 永野修身



海軍

海軍人第一二五號

昭和十一年三月三十日

海軍大臣 永野修身



内閣總理大臣 廣田弘毅 殿

故海軍少將町田進一郎ハ多年軍職ニ在リ
テ克ク其ノ任務ヲ盡シ功績顯著ノ者ニ候
處不幸病ニ罹リ三月二十九日死去候ニ付
テハ特ニ位一級被追陞度別紙上奏書進
達ス

海軍

美濃全葉十行罫紙 (富井納)



丙
昭和五年四月一日

一、海軍少將 佐藤 賢一 所 田 進 一 郎

右特旨ヲ以テ敍位相成候ニ付位記竝辭令及回送候
條傳達方御取計有之度候也

昭和五年 四月一日

宗義 總裁 侯爵 木戸 幸一

海軍大臣

宮内省

裏面白紙

(複製)